

報 道 各 位

新潟市児童相談所  
(担当: こども相談課)

## 児童相談所一時保護所における不適切な児童対応について

児童相談所一時保護所において、職員（以下、当該職員）が児童（以下、当該児童）の頭を手で叩いたという事案が発生しましたので下記のとおり発表します。

### 記

#### 1 概 要

令和5年4月16日（日）一時保護所で食事中、当該職員が当該児童の頭を平手で1回叩く行為があった。当該児童に怪我はなかった。

#### 2 発覚までの経緯

当日16日（日）

一時保護所内の食堂で、当該職員が当該児童に対し食事マナーについて口頭で複数回注意したが改善せず、再度注意する際に上記行為に及んだ。食堂には、別の職員1名と小学生以上の児童18名がいた。

20日（木）

児童相談所職員が、上記について情報を得た。

#### 3 これまでの対応

- (1) 当該職員には発覚以降、児童対応はさせていない。
- (2) 当該児童はじめ、他の児童及び保護者への状況説明と謝罪。
- (3) 調査・対応について国のガイドラインに沿って、こども未来部こども政策課が調査し、経過は次のとおり。

ア 当該児童からの聴き取り

「(当該職員から)過去に2回、軽く叩かれたことがあった。」と発言。

イ 当該職員からの聴き取り

「本件以外に過去当該児童に注意した際、手が出たかもしれない。」と発言。

ウ 一時保護所職員及び当日食堂に居合わせた児童からの聴き取り

これまで、同様な事案を見たり、聞いたりしたとの発言はない。

エ 社会福祉審議会(児童養護部会)へ報告し、事案に係る意見を頂いた。

#### 4 再発防止に向けた今後の対応

- (1) 児童への対応方法の再確認及び共通認識を深める。
- (2) 児童が安心して相談できる環境の改善を図る。

5 問い合わせ先

新潟市児童相談所 こども相談課 担当：枝並

電話：025-230-7777

FAX：025-230-7823